

第5回滋賀県子ども若者審議会 会議概要

- 1 日 時：平成27年(2015年)2月17日(火) 午前10時00分～11時25分
 - 2 場 所：滋賀県大津合同庁舎7-A 会議室
 - 3 出席委員：(五十音順、敬称略)
安部侃、打田絹子、小林江里子、高橋啓子、塚本和代、二杉直美、
古谷絵美、松浦洋子、松元光彦、吉田芳行、渡部雅之
 - 4 議事内容
 - 開会
 - 出席委員数確認
出席委員数は11名であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることが事務局から報告された。
 - 資料の確認
- (1) 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会について
資料3により新たな部会の名称、委員および部会長が中川委員となったことについて事務局から報告があった。
- (2) 次期淡海子ども・若者プランについて
資料1、2により事務局より説明。以下のとおり発言があった。
- (会 長) パブリックコメントとして、今回の意見は多いほうなのか。
- (事務局) 県では計画や条例についてパブリックコメントを実施しており、物によっては関係団体等からたくさん意見をいただく場合もあるが、ゼロの場合などもあり、総じて多くの意見が出ている状況とは言えない。
- (会 長) 議会からの意見を受けて、72 ページで「子どもの命」というところも加えていただいている。
「子どもの命を守る」という言葉を入れるという意図がうまく果たされているか確認しておきたい。もう少し根源的な命についてのことなのか、人権の部分で「子どもの命を守る」ということを入れてはどうかという意見だったのか。
- (事務局) さきの議会の常任委員会において、子どもの人権を尊重する中で子どもの命を守るというのは当然であり、全体として委員の御意見の趣旨で記述させてもらっていると説明したが、その上でできれば「子どもの命を守る」という文言を入れてほしいとい

うことであった。

(委員) 計画の内容について、全体的にうまくまとめてもらっていると実感している。今の修正の関係で、パブリックコメントに対する回答はこの後ホームページか何かに載せて、こういう意見がありました、これについてはこのようにさせていただきますというように皆さんに向けて公表するという理解でよいか。

(事務局) 御質問のとおり、パブリックコメントに対しての県の考え方はホームページに上げさせていただく予定である。

(会長) 「子どもの命が守られ」というところは、周りの大人たちが子どもの命を守っていくというスタンスの行動かと思うが、子ども自身が自分のことをとても大切な存在として、みずからの命も他人の命も大切なものと認識して育っていくということと、両面が命に関する方向性としてあるかと思う。私たちの検討の中では、子ども自身がさまざまな支援を受けたりすることによって、みずからをとても大切な存在として認識し、であるがゆえに、周囲の者も大切な存在であるとして受け入れるということを全体の基調として使っている。ここでは端的に「命が守られる」という言い方で、両面を書き上げたものと解釈している。

(委員) 児童虐待防止計画はどうか。児童虐待防止計画の中では、命が守られることについて本当に大きなことが込められていると思う。多分いろんな人が計画に意見を寄せておられると思うが、それに対するコメントについてどういう形で発表されるのか。また我々は聞けるのか。

(事務局) 虐待防止計画については、当審議会の社会的養護検討部会での審議を踏まえて策定を進めているが、これについてもパブリックコメント等で意見をいただいた。社会的養護検討部会については5回目の開催について今調整をしているが、その部会で委員の皆様にもまた県の考え方をお示ししたい。

それから、今の「命を守る」という部分で紹介すると、児童虐待防止計画では基本理念を今回の計画で初めて明示したが、その1つ目に、「子どもが虐待により命を落とすことのない社会の実現」ということをうたっている。虐待防止計画については、命というものを守ることを全面に打ち出した計画になっている。

パブリックコメントについて、原案は同じようにホームページに載っており、意見に対する県の考え方についても、先ほどのプランと同様に提示させていただく。また、部会の折にも修正したものをしっかりとお見せする予定である。

(委員) それはインターネット上だけということか。

(事務局) 部会の委員の皆様には、実際に見ていただくこととなる。

(会長) 81 ページで「認定こども園に移行する場合の調整数を定め」というところが、意向調査の結果を踏まえという説明だったと思う。このあたりについてはかなり複雑でいろいろな意見もあり調整を苦労されたと思うが、意向調査というのは例えばどんなものか。

(事務局) 公立の場合は、市町が自らの事業計画の中で認定こども園への移行を位置づけているが、民間の事業者がどのように考えておられるかについては、まだ判断をされていないところもあり、市町計画し上うたわれていないということになる。そこで、今後事業者が移行を考えたときに、移行するための定員増を見込んだ調整数が必要だろうと考えている。

10月に実施した意向調査により、移行を考えておられる施設数が大体わかっている。これを精査して、どれぐらいのところが平成31年度までに移行されるかを現在集計しているところである。

認定こども園というのは、幼稚園に通える子どもも預かる施設になるので、保育所が認定こども園に移行するには幼稚園に通うような子どもの定員枠が必要になる。そういう部分の調整数を、移行を検討している施設の数から算出して一定分確保したい。

逆に幼稚園から認定こども園への移行ということになると、そこには保育所に通うようなお子さんの定員枠が必要になる。意向調査の中では、今のところ幼稚園からの移行希望は少ないが、保育所からの移行については65園ぐらいが検討されており、これらを踏まえた数字を最終的に計画の目標量に付記する形で置きたいと考えている。

(会長) 今後、このプランをもとにいろいろ施策をつくって、骨組みに肉づけや神経を張りめぐらしていくということになるが、その段階で県民の皆さんには、体感的にこういうことが新しく打ち出されたとか、ここの細部にわたっても力を入れていただいているというところがわかってくるのではないかと思う。

例えば81ページでは、待機児童の多い地域などにおける保育ニーズに柔軟に対応できるように、20人未満の小規模保育事業や自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保育事業など、さまざまに打ち出してもらっている。現にお困りの方々は、これを御覧になって大変心強く思われると思うが、今後の予定としてはこれを施策に結びつけていく流れになるかと思う。そのあたりについて、少し説明してもらえるとビジョンが見えてくるかと思うので、よろしく願いたい。

(事務局) 小規模保育、家庭的保育についてであるが、県においてこの事業に携わる家庭的保育者を養成するため、家庭的保育者等養成事業というものを予算要求している。そうした人材育成に取り組むことによって、各市町でこの事業に取り組みやすい状態をつくっていきたいと考えている。

(会長) そういう具体的なことを伺うと、私たちのつくっていたものが具体的に生かされていくという実感があり、何かほっとする。

本日の予定の議題は本件で終わりである。これまで審議会においても何度も回数を重ねていただき、それぞれの部会での本当に熱を帯びた議論がここにエッセンスとして練り込まれていると思うが、各委員におかれては、御自身がこれから先、滋賀県の子どもや若者に向かってこうあってほしいという願いや、あるいはこういうところに力を入れたということがあったと思う。これから先のことについての注文でも結構なので、一言ずつコメントをいただくこととしたい。

(委員) 私の部会では、特に乳幼児関係の議論をさせていただいた。乳幼児の問題は、待機児童も含め家庭の支援や最近の虐待等のこともあり、非常に幅広い問題を含んでいた。事務局には頑張ってもらったが、カバーする範囲が非常に広く、限られた時間の中で細かい議論がし切れなかったという思いも少しある。ただ、そういう中ではあったが、非常に前向きな提言として目標数値を設定できたことはよかったと感じている。

家庭の問題、乳幼児からの育ちの問題というのは、その後の全てにかかわってくる。今後の課題としては、審議会でも意見が出ていたように、部局縦割りであったり積み上げにならないよう、広い目で見て部局横断的に取り組んでいただくとともに、県がイニシアチブを発揮して市町もリードしていくような方向性をぜひ打ち出してもらえればと思う。せっかくいいものができたので、具体的に実現していただきたいと思います。

(委員) 野洲市の状況を含めて少し話させていただくが、青少年問題協議会、市民会議、PTAなどいろいろなものとかかわっている中において、まず一番に思うことは、今まで当たり前であったことが当たり前でなくなってきたということである。幼稚園の先生がよく言われることで、最終的には親の教育ということなのだが、今まで子育てしている親は、3歳ぐらいまでにおしっこなどは自分でできるようにということ育てておられた。それが今は幼稚園に任せてしまえばいいという状況になってきている。先生は、3歳児や4歳児のおしっこの世話を追われているというのが現状。いろいろなケースがあるので、一概には言えないが、そのような状況を踏まえて、子育てについて今後どのようにしていったらいいか考えながら、段階的にPTA、あるいは子ども市民会議において、少し方向性を示していかなければならないのではないかと話が出てきている。

今までの親が当たり前にしてきたことで、幼稚園に行くときにはもう自分で大体できないといけなかったことが、今は3歳、4歳でもそんな状況になっている。

それから、3歳で子どもが幼稚園に入って、それから物すごく大きくなっていくということを親が知らない。入園したそのままの大きさの靴で、足の指を窮屈に曲げて履いている子が四、五人もいた。子どもが成長するという当たり前のことを知らない親がいるということで、今後そういうところにも、言い方はおかしいが、レベルを下げて考えていかなければならないのではないかと考えている。

こうして非常に上手に計画をまとめていただいたので、これをもとに具体的施策を含めて展開していかなければならないという感想もあわせて言わせていただいた。

(委員) この子ども・若者プラン、あるいは県が言われるビジョンなどが具体的に進み、その実効性が高まるように願ってやまないところである。そのためにも、ぜひ多様な主体が連携できる仕組みづくりやきっかけづくりに尽力いただき、さらに肉づけができるようお願いをしておきたいと思う。

もう一つの視点で言うと、とにかく子どもの成長を見守る際に、その環境で強く生きていけるということは確かに大事で、環境になじんで、発達していくということも大事だけれども、もう一方ですくすく育っていける環境を社会がつくっていくのだということもやはり大事である。そういう視点でいろんなところで意見交換をしたいと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

(委員) この数年、今回のような会議に出させていただく機会が多かったが、いつも思うのは連携の部分がやはり弱いのではないかとということである。行政は各部署縦割りで、外部の私たちの生活の中から見ていると、言葉の連携を超える連携、具体的な連携がもう少しとれるような何か決まり事のようなことができればいいのにと考えている。

また、こうした計画が作成された後に、私たちの生活の中でこういうところに反映されているというのが具体的に見えてくるといいいつも思うが、何となくまだ感じるができない。少しずつでも、保護者の方だったり、子どもだったり、そうした実感を感じられるようなものにつながっていくといいと思う。

(委員) ふだん市町の保健師としていろんな子どもやお母さん方とかかわらせてもらっているが、最近の親子の関係を見ていると、子ども自身に何か課題や育てにくさがあることによって、親御さんが育てにくさをまず感じて、そこで子育てに悩まれてというようなケースが年々ふえているのではないかと感じる。その中には、行く行くは発達障害などの診断を受けられるような子どももいるのだが、乳幼児の時期にはそうした診断まではいかないし、やはり育てにくさというところで親御さんたちが困っておられる。そこに私たちもお手伝いをさせてもらって、どういうふう子育てしていこうかという

ころを応援できたらなと思いつつ、日々かかわっている。

また、親御さん自身が精神疾患などを抱えておられる場合や、親御さん自身が発達障害の場合なども最近非常にふえていると思う。子どもと向き合うということも難しさがあると思うので、子どもへの支援だけではなく、親御さんへの支援というところも、私たちが力を入れて支援していきたいと思っている。発達の部分だけを考えるのではなくて、虐待予防という視点なども常に頭に入れながら、いろんな親御さんにかかわっていきたくて考えている。

(委員) 保育士試験の受験を考えている方からよくお話を聞くが、例えば子育てが終わった、あるいは子育ての途中で保育士をしたいと考えておられる主婦の方にとって、経済的な問題などがある。いろいろ話を聞くと、保育士試験は3年間で全ての科目を合格すれば資格が取れるというものなので、1年目、2年目で何科目かずつ取っても、3年目に全て取れなければまた一からということになってしまう。例えば合格して県で保育士になられた方には保育士試験料を返すなど、そういった負担を軽減する制度をしてくれれば勉強しやすいという意見も個人的に時々聞く。時間をかけてお金をかけたのに結局何も残らなかったという結果になるのが怖いからやらないという方を防ぐ、工夫や仕組みがあればいいと聞いている。

病院内や会社内の保育所で従事されている方の話を聞くと、子どもを保育するというよりも社員が働きやすいようにとりあえず預かっていてくれたらいいから、いろんなことをしようと思わなくていいというようなことを言われた時代があったとのことだった。最近もやはりまだ厳しい状況があると聞いており、会社の理解や病院の理解が必要かと思う。

それと、保育士というのは実際にすごく大変な仕事の割に給料が安いということを経験すると、一旦やめた後、次にまた戻ってくるかというとなかなか戻りにくい状況であり、その辺のことも考えていただければと思う。

(委員) 県内の公立小学校に勤めているが、さまざまな層の子どもたちが小学校には来ている。この子たちが中学に行くときは、一部私立や中高一貫の学校などに行き、高校に上がる等いろいろ分かれていくけれども、小学校というのは本当に日本の縮図というか、いろんな層の子どもたちが来ている。

その中で特に私の勤めている学校では、ひとり親の家庭も多いし、就学援助を受けている家庭も多い。それから虐待の問題もいろいろとある。今回、社会的養護の必要な子どもについても更に具体的に勉強させてもらったが、そこには至らないけれども、安全に家族の中で暮らしていけないというすき間の部分の子どもたちが、確実に私の学校にはいるということを思う。その子たちをどうしていくかと考えたときに、やはり社会的な援助を受けるまでには至らないので家庭で何とかするしかなく、家庭に働きかけて、

その子たちの支援をしていくということを小学校でやっている。この子たちが中学へ進み、限界を迎えていくというような例を目の当たりにするような日々である。

私たちができることとして、中学校と連携して、この子たちをいかに中学校でも、少しでも自分たちの力で生き抜いていけるように支援して送っていかれるかと考えている。何人かの方がおっしゃったように、ここではもう連携というのは欠かせない。保幼と小の連携ももちろんそうだし、小学校から中学校の連携もしていかなければならないと強く思う。

それともう一つ、連携というのは、意識が高く、ある程度その立場に携わっている者同士ももちろんだが、加えて意識のそれほど高くない、無関係に暮らしておられる方を巻き込む部分もこれから必要ではないかと思っている。どこかで声を出して、うちには関係ないと思っていた方たちも実は関係があるんだということを伝えていく。そういう連携プラス巻き込むということを小学校というか、私もしていきたいと思っている。この前、立花隆さんがテレビで、巻き込むためのコツは熱意と言葉であるということをおっしゃっていた。やはり熱意を持って、この子たちをどうしていくのかというものを私たちがきちっと持って、それを言葉で伝えて、連携プラス巻き込むということで、子どもたちが命を守り、そして夢のあるこれからの未来を生きていけるようにということを少しでもしていきたいと思っている。

(委員) ひとり親家庭の部会に入っていたが、民生委員として地域の中でいろんな方を見させていただいている。ひとり親家庭について、私の地域の場合は田舎でまだ大きな家もいっぱいあり、子どもを連れて帰ってきて親御さんと一緒に住むということが意外と多い。困窮ということはないのだが、逆にひとり親とそのお母さんとの親子の確執が生まれてきて、SOSを出しにくいような例も目の当たりにしている。地域の中で、そういうSOSを出されていそうな、気をつけてあげなければいけないと思うところはたくさんあるのだが、そこは個人情報の問題が邪魔をして、「どうしたの」と入っていけないところも多い。そんな中で、世代間での情報の伝達がすごく減ってきていると思う。

これは私の子どもの例だが、自分の子が1年生になって学校に通い始め、学校まで3キロくらいを歩くことになった。そうすると、親から見れば子どもがかわいくて仕方がないので、行政に対してバス通学にしてほしいと要請しようとする。祖母である私としては、少し慣れてきたら何とか体は元気になるからもうちょっと待ちなさいよと、役場まで行かんでもいいやろうという話を1か月くらいかけてした。今現在は、本当に子どもは元気になっており何ともない。だから、バスで行かなくてよかったということなのだが、そういうちょっとしたところが、世帯で一緒に住んでいなかったり、世代間の話がなかったりで、どうしても不満が積もり積もって、何か出てくる時には大きいもので出てくるのではないかと思う。

つい最近も、神奈川のほうで事件があった。あれも誰かがどこかで見つけてあげたら、

そこまでいなくても済んだのではないか。6年間も子どもを育ててきたということは、それはそれでやはり努力してこられていたのだから、やっぱりそのSOSを早くどこかで見つけてあげなくちゃいけなかったのだとすごく感じている。だから、昔の井戸端会議のように、おせっかいが嫌なことではなく、本当はすごくよかったことで、地域の中でもやっていかなければならないのではないかと思っている。今は個人をすごく大事にする世の中になってきているので、それをまたどこかでもとに戻してあげないといけない。高齢者の方の孤立や孤独死が多く言われているが、子育ても孤立と孤独でやっているのではないかと思う。

(委員) 児童養護施設の立場で言うと、今回子ども若者審議会に出させてもらう中で、新たに児童相談所が1つできるのはよかったと思うが、一番足りないものは何かというと、児童相談所のケースワーカーと一時保護所で子どもを預かる機能である。児童相談所の建物があればよいのではなく、ケースワーカーと心理士、そして市町で今夜一晩だけでも預かってほしいというときに一時保護ができることが必要である。そこが一番困っているところなのだから、建物を建てる次に、そこに力を入れていくことが求められている。それが、果たして来年度できる児童相談所にすぐに備わるのかについては、県のこの事業に携わっている今の職員の熱意がなければ絶対に実現しない。ぜひとも子ども・青少年局の今の職員の方が、現場とともにそこをもっと強く押していくことが必要と感じている。

それともう1点は、現場での人材不足である。小規模化と言われても、人材がなければ進められない。国ではようやく児童養護施設の職員配置基準が子ども4人に1人と改められ、5.5人に1人から上がるのだが、私のところでは早くから4人に1人の職員を入れている。虐待を受けた子どもたちの心のケアというのは、一人一人に寄り添って、児童養護施設にいる間にその傷を発散させ、さらに生きていく力をつけていくことが求められているので、4人に1人を配置していても毎日一人一人の子どもに対応していくのはすごく大変である。それで職員も疲弊していく中で、その職員を倒れさせないで長く続けてもらうということに私は今力を入れている。たまたま現在、県立施設から職員の研修を依頼されて1人預かっているが、費用対効果を考える必要がある。県立施設の職員は公務員だが、なかなか民間施設の職員のような動きができない。公立では定年まで働くということもあるが、民間施設は若い職員が一生懸命働いてくれるものの、安いお金でやっているから早くにやめていってしまう。もう少し民間の施設と公立の施設の職員が交流して、公立施設の費用対効果を上げることに力を入れていかないと、お金は使っているのに子どもたちが救われていないということが起こっている。

また、滋賀県と東京都などを比べると、子どもに出ているお金について本当に大きな開きがある。滋賀県は小さな県ではあるけれども、子どもにしっかりお金を使っているのだということを打ち出せるような、子どもの代弁者になって私たちがやっていくのだ

という熱い思いをいつも持ち続けないと、子どもとともに生活するというのを続けていけない。私が熱くならないと職員も熱くならないし、職員が熱くならないと子どもも頑張っていると思っていていけないので、私は常に熱い思いを持ち続けようと思っている。県の子ども・青少年局にいる人たちは、そこにいる間は本当に子どもの代弁者として事業を進めてもらい、一時保護所をすぐにつくるとか、ケースワーカーや心理士に本当に力のある職員を集めてくるとかしてもらいたいし、そこはやはりお金がなかったらできないと思うので、ぜひともお願いしたい。

(委員) 私のほうの部会は、青年をどうするかということでやらせていただいた。そういう中で、一つの例として就労問題があった。新聞を見ると、高卒の就職率が88.何%と書いてあったが、88.何%は正しいのかという意見が出された。1週間でそのうちの何割かはやめる。それはなぜかという、ミスマッチだということであった。パーセンテージに出ている実際の就職先と、高校を出て働きたい場所の思いが大きく違うということになる。表向きの数字はよくなっても、実質の数字はよくなる。ここは私の部会で一番気になったところである。

滋賀県の企業を見てみると、偏った産業を誘致してきたと感じる。電機メーカーを多く誘致してきたが、昨今は生産拠点を海外に移す会社などもあり状況が大きく崩れてしまった。そういう動向を見ると、企業誘致を進める県の姿勢として、産業が偏ってしまうと崩れるときには一気に崩れるのではないかと感じた。

就労については、親も含めてほとんどの子どもが一流企業に就職したいという希望を持っている。しかし、滋賀県には優秀な中小企業や技術的にすぐれた工場がある。そういう部分も県として応援して、子どもたちがその腕を磨いて、技術を身につけていくというような方向性を出していかないといけないのではないかという話になった。

もう1点は、非行青年をどうよくするのかという問題である。たとえばいうと、少年院から出てきた子どもをどこで受けるのか。本当は地域で受けないといけないと思うが、受け皿がない。このような問題も出てきた。

部会では他にも話があったが、全体の計画としてはこれだけきれいにまとめてもらったので、これですばらしいと認識している。

最後に私の考え方を少しだけ申し上げたい。子どもを育てる、青少年を育てるということについて、今の子どもたちは育っていく中で何が不足しているのだろうか。これは地域全体で考えないといけない問題も多いのだが、小学生を見ると経験が足りない。ただ単に経験が足りない。みんな頭ではわかっているけれど、自分でしないというパターンが多いのだと思う。

一つの例を上げると、今の小学生に、御飯をどうして炊くのか聞いてみてほしい。「おっちゃん、あほやなあ、スイッチ入れんねん」と、こう言うだろう。それが本当にいいのかということである。私は、火で炊くことを子どもたちに一生懸命教えている。それ

は一つの例だが、全てにおいて経験が不足している。情報はすばらしく持っている。ただ経験がない。実体験がない。ここが今の子どもたちの大きな問題点の一つだと思う。

中学生、高校生になると、今度はこの子たちが地域にどうなじんでくれるかということになってくる。皆忙しいので、なかなか地域の事業に参加してくれない。頭の痛いところがあるわけだが、この辺も解決をしていきたいと思っている。

最後になるが、県として青少年健全育成の館がないと思う。今、滋賀県では希望が丘だけになっているのではないか。荒神山も彦根市に移っているし、青少年が体験をする場所がなくなってきている。やはりここは本当に長い目で見てもらって、先の投資もお願いしたいと思う。

(会 長) それぞれの熱い思いも語っていただき、事務局への叱咤激励も含めてお伝えいただけたと思う。平成 25 年から 2 年近く、本当にいろいろなところで議論していただき感謝したい。私も皆様のお話を伺いながら、1 つ思ったことがある。

大分前に、県立大学の学長だった日高敏隆先生がチョウチョウの羽化について話をされた。非常に珍しいチョウチョウを人工的に羽化させようとして、ガラスのケースに自然界とまったく同じような条件の湿度、温度、水、餌を入れて飼育したが、何度も何度も失敗した。何が悪いのか本当にわからなくて、何が自然界と違うのか試行錯誤した結果、たどり着いたのが、自然界に普通に吹いている風が、実はガラスケースの中では起こっていないということに気がつされた。なるほどチョウチョウが羽化するには、湿度とか温度とかをはかりながら、栄養も考えながらとかいうのではなくて、自然の風というのがいかに必要かということを感じたというような、先生らしいさりげないお話であった。

私はこのときに、先生の言わんとするところは、多分社会に起こっている風がガラスケースの中には吹いていないということで、それは余り過保護になり過ぎて、体験とか困った事象にぶつかっていないということを描いておられるのだろうという単純な解釈をしていたのだが、最近、皆様のお話を伺いながら、風というのはそういう単純なものではないのではないかと思うようになった。先生が仰ったのは多分社会の風のことで、皆さんがここで御指摘くださった有形無形のものことだと思う。強い風も、苦しいものも吹いてくるけれど、社会の風というのは、そよそよとした風、暖かい風、いろんな風があっただけだと思う。要するに、社会の風が子どもたちに吹き渡っていきますよということの意味でおっしゃったのではないかとということで、最近自分で少し考え方や解釈を変えてみて、非常に含蓄のあるお話をさりげなくしていただいたんだなあと思うようになった。

事務局のほうも、その社会の風の一つということで、皆様の励ましの言葉、苦情の言葉を聞いてもらえればよいと思う。よく本当に言われなれている、聞きなれ過ぎている言葉ではあるが、「虫の目」「鳥の目」という言葉がある。虫のような目を持って、本当

に近いところをしっかりとすき間も見つめて、鳥の目を持って、大きな方向性を推進していただきたいと、これが私の事務局への気持ちである。よくどの部でも連携、連携という言葉を使うが、実は連携という言葉は難しい。行政は本当にセクトに分かれているし、それもやむを得ない部分はいっぱいあるのだが、熱意と言葉で巻き込むことは可能だという言葉、今どなたかおっしゃってくださったように、ぜひ巻き込んでいただきたい。

私がずっと一緒に仕事をさせていただいて、今年の事務局は、楽なほうをとらないで結構しんどい道を選んで努力しておられるところがある。熱意と言葉で巻き込めるといふ励ましの言葉もあったので、国の施策等に踏み込まないと解決しないものはいっぱいあると思うが、ちょっと出過ぎていると思われたとしても、言い続けることでそれは大きな風になってくる。そして、子どもたちに吹いていくと思うので、今後ともよろしくお願ひしたい。

- 事務連絡
- 閉会